地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)(案)

令和5年12月20日

協議会名: 東郷町地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

資料1-1

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	Ī	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、連行(前) 区間、整備内容等を記載(陸 上交通に係る確保維持事業において、単両減価償却費等及び公 有民営方式車両購入費に係ら固維補助金の交付を受けている場合、離島軌路に係る確保維持事業において離島軌路構造改革補助(側査検討の経費を除く。)を受けている場合は、その旨記載)】	改善計画に反映させた上で事業を実施したか		【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】	A · B · C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果 が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効 果が達成できなかった場合には、理由等を分 析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載、改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広名観、特に、評価結果を生活交通循保維持改善計画にどのように反映させるか、方向性又は異体的な内容)を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
瀬戸自動車運送株式会社 南西コース左・右回り	ららぽーと愛知東郷~祐福寺~ららぽ―と愛知東郷	・地域間幹線系統論を持った。 ・地域間幹線系統論としたが、沿谷市の表では、沿谷市の大力の一高、設定として、大力のの形式として、大力の利にして、大力の利にして、大力の利にして、大力の利にして、大力のの利にして、大力のの利にして、大力のの利にして、大力のの利にして、大力のの利にして、大力のの利にして、大力のの対抗となど、大力のの対抗となど、大力のの対抗となど、大力のの対抗となど、大力のの対抗となど、大力の対抗となどの対抗となど、大力の対抗となど、大力の対抗となど、大力の対抗となど、大力の対抗となど、大力の対抗となど、大力の対抗となど、大力の対抗となど、大力の対抗となど、大力の対抗となど、大力が対対が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が	Α	遅延などによる運休はなく、事業が 計画に位置づけられたとおり、適切 に実施された。	В	人)から1割増加している。 利用者の全属性(現金利用、大人無料、こども無料、乗継券利用)が 増加しており、新型コロナウイルス 感染症の5類移行や令和3年4月1 日の再編から一定期間経過したこ	・町単独でのバス利用促進イベントに加え、愛知県、尾三地区広域公共交通推進会議と連携した広域でのバス利用促進イベントを進める。 ・バスターミナル乗継調査を含めた各種アンケート調査等を行い、東郷町地域公共交通計画中間評価を実施計画を変わする。 ・デマンドタクシーについて、引続きデータを収集・分析し、協力事業者や地方と援センターに展開、情報交換を行うことで、効率的な運行を図る。 ・南西コースの乗継拠点であるバスターミナルに隣接した商業事業者との利用促進イベントを引続き実施する。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について(案)

令和5年12月20日

協議会名:	東郷町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	全国的に少子高齢化が進んでいることから、本町においても運転免許証の返納者は増加することが予想されるが、本町には鉄道駅がなく、自動車交通に依存する交通特性となっている。このような中、本町では、東郷中央土地区画整理事業を核とするまちづくり「セントラル開発」において、まちに不足する大型商業施設や本町の交通結節点となるバスターミナルを整備し、町民が歩いて暮らせるコンパクトシティを目指したまちづくりを進めている。このことから、本町では、全和3年4月より本町のコミュニティバスであるじゅんかい君の路線再編を行い、全路線、バスターミナルを発着点としたことから、南西コースにおいては、このバスターミナルで乗り継ぐことにより、公共交通機関を利用して町北東部及び近隣市の鉄道駅にアクセスすることが可能となった。それにより、町南西部の町民の公共交通における移動を円滑にするとともに外出機会の創出を図ることを目的として、事業を実施した。町南西町民の公共交通における移動を円滑にするととも「外出機会の創出を図を破得できない。そのため、基幹バスやじゅんかい君等が乗入れるバスターミナルでの乗り継ぎを円滑にし、町南西部の町民の公共交通における移動を円滑にするとともに外出機会の創出を図るためには、当該事業を維持することが必要である。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定に係る事業)(案)

協議会名:東郷町地域公共交通会議

令和5年12月20日 資料1-2

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は 地域公共交通網形成計画等の計画策定に向けた方針
【事業内容及び結果概要を記載】	A : B 【事業が適切に実施された(されている)かを記載。適切に実施されなかった(されていない)場合には、実施されなかった事項及び理由等記載】	【補助申請を行う補助対象事業名、事業内容、実施時期等を記載】
【事業内容】 ・地域内の公共交通に関する現況調査 既存公共交通(路線バス、コミュニティバス、タクシー等)の運行 状況の整理、クロスセクター効果等の分析を行う。 ・地域住民のニーズ把握 町民アンケート調査、バス乗降調査、利用者アンケート調査等を行う。 ・地域公共交通計画中間評価、計画見直し(案)の取りまとめ 既存計画の中間評価を行うとともに、持続可能な公共交通網 の形成にあたっての本町の課題を整理し、計画見直し(案)を作 成する。 ・協議会開催 中間評価や課題整理のための調査内容や、調査結果を受けて 今後の交通体系のあり方について議論するための協議会を開 催する。 【結果概要】 本評価時点では、地域住民のニーズ把握(住民アンケート、利 用者アンケート、乗降調査、バスターミナル乗継調査)、既存計画の中間評価(指標)について、指標1ー1「公共交通全体の利用者 数」の必達目標は達成(努力目標は未達成)、指標1ー2「都市 拠点内の利用者数」は未達成、指標2「じゅんかい君の満足 度」は未達成、指標3の「庁内他部署や複数の実施主体が連 携・協働した取組の件数」は達成となった。		【補助対象事業名】 東郷町地域公共交通計画中間評価 【事業内容及び実施時期】 ・地域内の公共交通に関する現況調査 6月から12月まで ・地域住民のニーズ把握 6月から12月まで ・地域公共交通計画中間評価、計画見直し(案)の取りまとめ 12月から3月まで(予定) ・協議会開催 6月、12月、2月(予定)、3月(予定)実施

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について(案)

令和5年12月20日

協議会名:	東郷町地域公共交通会議
評価対象事業名: 	地域公共交通調査事業
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	東郷町都市計画マスターブランでは、東郷セントラル地区を中心とした賑わいと多様な交流のある都市拠点、日常的な生活利便施設が充実した地域生活拠点を形成し、これら拠点相互や住宅地等を公共交通で連絡するコンパクト+ネットワークのまちづくりを進め、誰もが住みたい・住み続けたいまちの実現を目指している。このような中、東郷セントラル地区では、町役場、イーストブラザいこまい館、町民会館、総合体育館といった既存の公共施設に加え、大規模商業施設やバスターミナルの整備により、広域的な交流と交通の機能を有する態力あふれる都市拠点の形成を進めている。これらより、公共交通がまちづくりの実現を支援・誘導するとともに、町民が安心して暮らし、住み続ける上で必要不可欠な都市インフラの1つとして機能・利用されることを期待し、交通将来像を「公共交通が暮らしとともにある 安心して住み続けられるまち」と定め、令和2年度に地域公共交通計画を策定した。計画策定後の令和3年度に地域公共交通計画を策定した。計画策定後の令和3年度に地域公共交通計画を策定した。計画策定後の令和3年度にはバスターミナルを交通結節点とした路線再編が実施され、令和4年度には、計画で定めた新たなモビリティ(デマンドタウシー)の運行が始まった。令和5年度は公共交通計画の中間年度にあたり、中間年度では、路線再編及び新たなモビリティ運行後の初めての調査(アンケート、乗降調査等)となるため、本調査により、現在の地域公共交通の中間評価及び課題の再整理する必要がある。また、計画と補助制度の連動についても併せて整備を行う。